

事 務 所 便 り NO 8 0 号

雇用を増やした企業に税制優遇

◆8月1日より受付開始

税制改正法案が成立し、「雇用促進税制」が創設されました。この「雇用促進税制」は、雇用を増やすなど一定の条件を満たした企業に対する税制優遇措置であり、8月1日からハローワークでの受付が開始されています。

なお、平成23年4月1日から8月31日までの間に事業年度を開始する事業主は、10月31日までに届出を行えばよいこととなっています。

◆従業員の増加1人あたり20万円の控除

「雇用促進税制」は、ハローワークに「雇用促進計画」を提出し、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）従業員を増やすなどの要件を満たした事業主に対する税制優遇制度であり、従業員の増加1人あたり20万円の法人税の税額控除を受けることができます。

なお、上記以外の要件は、次の通りです。

- ・青色申告書を提出する事業主であること
- ・適用年度とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における給与等の支給額が比較給与等支給額以上であること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

◆手続きの仕方

まず、事業年度開始後2カ月以内に、目標の雇用増

加数などを記載した「雇用促進計画」を作成し、ハローワークに提出します。

次に、事業年度終了後2カ月以内（個人事業主については3月15日まで）に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求められます。

そして、確認を受けた「雇用促進計画」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告を行います。

働く人の減少による社会保障負担の増加

◆若年世代の労働者減少が要因

少子高齢化を背景に、労働力が大きく減少しているようです。

新聞報道によれば、会社員・自営業・求職中の人の合計である「労働力人口」は、2010年に6,241万人となり、5年前と比較して4.6%減少しています。

大きな理由は、若年者世代の人口が減っているため、社会保障の担い手もさらに少なくなっていくことが懸念されます。

◆総人口は5年前と比較して微増

2010年の総人口は1億2,806万人と5年前と比較して約0.2%増加していますが、労働力人口は同時期に300万人減りました。20～30歳代で250万人減ったことが大きな理由です。

日本の総人口に占める労働力人口の割合は1970年に初めて5割を突破しました。第2次ベビーブームで総人口が増え5割を割り込む時期もありましたが、働く女性が増えたことで1990年には再び5割を超えました。その後はこの水準を維持してきましたが、今回再び割りこみました。

地方の工場などでは「国内で若年労働者が確保できない」として、中国をはじめとする海外に工場を移す動きも出始めています。

原発事故に伴う電力不足もあり、工場などの海外移転の傾向は今後も拍車がかかるものと思われます。

◆社会保障負担の増加に歯止めを

労働力の減少が続けば、現役世代の社会保障負担が増えるのは必至です。

労働力の減少に歯止めをかけるため、政府は中長期的な視点で少子化対策を進める必要があるでしょう。

また、「社内預金」（一般に、預貯金より高い利子をつけて企業が従業員の貯金を管理する制度）も縮小しており、昨年の社員預金総額は9,334億円で、10年前と比較すると約3分の1となっています。

◆福利厚生サービスの「曲がり角」

働き手の形が多様化する中で、従来のような福利厚生サービスは修正を余儀なくされています。今後、従来型の終身雇用制を前提にした社員サービスの見直しは必至の状況と言えるでしょう。

財務を圧迫する「福利厚生」の見直し

◆見直しが迫られる福利厚生

企業が社員に提供する「福利厚生」が縮小する一方、年金や医療といった企業負担が急速に膨らんでいます。

景気低迷により多くの企業では業績拡大も見込みが立たず、「福利厚生」のあり方は、今後も修正を迫られそうです。

◆減少傾向にある社宅

国土交通省の「住宅着工統計」によれば、2010年度における社宅や公務員宿舎などの着工数は6,580戸で、確認できる1955年度以降で過去最低を更新しました。

総務省が実施する「住宅・土地統計調査」によれば、全国の社宅・公務員宿舎は2008年に約140万戸で、10年前と比較すると2割減となっています。

1990年代後半から、企業が福利厚生施設を売却する動きが広がっており、2009年の人事院による調査では、社宅がある企業は全体の57%で、自社で物件を保有する企業は25.8%でした。

◆各種手当、社内預金の状況

社宅だけでなく、各種手当なども減少傾向にあります。

厚生労働省の調査によれば、「家族手当」や「扶養手当」を支給している企業は2009年時点で全体の65.9%となっており、10年前から11.4%低下しています。

23年9月の税務と労働の手続き

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

30日

- 健保・厚年保険料の納付
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

～当事務所よりお知らせ～

年金事務所は手が空いた？

今まで、年金未納問題で手いっぱい、社会保険の加入状況調査が遅れていたのか……。

最近、調査が頻繁に行われているようです。

調査には、賃金台帳、タイムカード、源泉税の納付書などの書類の提出が求められます。

未加入者などの不適切な処理は、ほぼ100%指摘されます。

日頃から適切な処理に心がけてください。